

高松市・塩江町合併協議会

第2回会議

参考資料

参 考 資 料 目 次

資料 1	事務事業の調整方針の事例 -----	1
資料 2	建設計画の策定方針の事例 -----	3
資料 3	市町村の合併の特例に関する法律（参考） -----	7

事務事業の調整方針の事例

【新設合併】阿新地域合併協議会（新見市他 4 町）	【新設合併】仲多度南部合併協議会
<p>事務事業の調整方針 調整方針は、おおむね次のとおり分類することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 1 市 4 町で事務事業の内容が同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項をいう。 新市発足の日から、そのまま新市へ移行することが適当な事項に用いることとする。 2 市・町の例により調整する。（合併時に統合） 1 市 4 町で事務事業の内容に相違がある。あるいは、いずれかの市町に制度がないため調整が必要な事項で、新市発足の日（合併時）に、いずれかの市町の事務事業の制度や仕組みを新市全体に適用していくことが適当な事項に用いることとする。 3 新たに制度を創設する。（合併時に再編） 合併時に、1 市 4 町の制度や仕組みを改変し、新市として新たな制度を創設することが適当な事項に用いることとする。 4 新市移行後、速やかに調整する。 1 市 4 町で事務事業の内容に相違がある、あるいは、いずれかの市町に制度がないため調整が必要な事項で、新市発足の日（合併時）から施行するよりも、新市移行後速やかに統合や再編することが適当な事項に用いることとする。 5 新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 1 市 4 町で事務事業の内容に相違がある、あるいは、いずれかの市町に制度がないため調整が必要な事項で、新市移行後も当分の間は旧市町の制度をそのまま適用し、新市の状況を見ながら、統合や再編することが適当な事項に用いることとする。 6 合併時に廃止する。 1 市 4 町で事務事業の内容に相違がある、あるいは、いずれかの市町に制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日の前日までに廃止する事項をいう。 社会情勢の変化により制度の必要性がなくなり廃止することが適当な事項に用いることとする。 7 合併後に廃止する。 1 市 4 町で事務事業の内容に相違がある、あるいは、いずれかの市町に制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日から当分の間は、旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項をいう。 	<p>事務事業一元化作業の基本方針 調整方針は、おおむね次の分類のいずれかによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行のまま、新町に引き継ぐ。 2 町の例により調整する。 3 新たに制度等を創設する。 4 新町に移行後、速やかに調整する。 5 新町に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6 廃止の方向で検討する。

【編入合併】福山市・内海町合併協議会

福山市・内海町行政制度等調整方針

- 1 行財政制度統一の調整方針に関する基本的考え方
 - (1) 原則として、福山市の制度に統一する。
 - (2) 内海町の住民サービスを低下させないことや、内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮する。
- 2 具体的な調整方法
 - (1) 住民サービスにつながる各種制度等（各種制度・補助金など）
 - ア 福山市にあり、内海町にもあって、同水準のもの
福山市の制度に統一（この場合、福山市、内海町の住民サービスの低下はない。）
 - イ 福山市にあり、内海町にはない場合
福山市の制度に統一（この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上する。）
 - ウ 福山市にはなく、内海町にある場合
制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案し調整が必要となる。その方法として、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するか、年次計画で段階的に調整し、最終的に福山市に合わせるなどの方法が考えられる。
 - (2) 住民の負担につながる各種制度（税、料など）
 - ア 福山市にあり、内海町にもあって、同水準のもの
福山市に統一（この場合、福山市、内海町住民ともに負担の増加はない。）
 - イ 福山市にあり、内海町にもあって、福山市の方が負担が軽い場合
福山市に統一（この場合、福山市は変化なく、内海町住民の負担は軽くなる。）
ただし、一度に統一するか、段階的に行うか調整が行われる場合も考えられる。
 - ウ 福山市にもあり、内海町にもあるが、福山市の方が負担が重い場合又は福山市にもあり、内海町にもあるが、所得階層により負担の水準が異なる場合
制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となる。その方法としては、「福山市の制度に統一する。ただし については、当分の間現行のとおりとする」とか「福山市の制度に統一する。ただし、 については、段階的に調整する。」などの方法が考えられる。

【編入合併】高知市・鏡村・土佐山村合併協議会

行政制度の調整方針

- 1 具体的な調整方法
 - 3市村の行政制度等は、基本的に次の分類により調整するものとする。
 - (1) 3市村で同一のもの
3市村で同一であるため現行のまま新市へ引き継ぐ。
 - (2) 高知市に制度があるもの（高知市のみを含む）
高知市の制度を基本にししながら、3市村の地域性等を勘案して調整する。
高知市のみある制度、あるいは高知市にあり、鏡村及び土佐山村（以下「2村」という。）においても、内容に相違はあるが同様の制度等は、高知市の制度を基本にししながら、3市村の地域性等を勘案して調整する。
 - (3) 高知市に制度がなく、2村とも、あるいはいずれかに制度があるもの
2村のいずれかの制度を基本にししながら、3市村の地域性等を勘案して調整する。
高知市にない制度で、2村において、あるいは2村のうちいずれかにある制度は、いずれかの制度を基本にししながら、3市村の地域性等を勘案して調整する。

調整の結果、存続、廃止又は経過期間を設けることとなる。

建設計画の策定方針の事例

【新設合併】津地区合併協議会	【新設合併】引田町・白鳥町・大内町合併協議会 (東かがわ市)
<p>新市建設計画の策定方針</p> <p>新市建設計画策定方針</p> <p>市町村建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「特例法」という。)により、合併協議会により作成されることが定められており、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民等に対して合併市町村の将来に対するビジョンを与え、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。</p> <p>津地区合併協議会が策定する市町村建設計画(以下「新市建設計画」という。)は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮したものとし、次の点に留意して策定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画は、単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮したものである。 2 真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実なものとする。 3 新市建設計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担うべきものであり、それに加え、新市の建設を効果的に進めていく前提として、組織及び運営の合理化を図るものとする。 4 新市建設計画は、新市の地域の実情に配慮するものとする。 5 新市建設計画は、まちづくり基本構想の考え方を基礎とするものとする。 <p>新市建設計画の内容について</p> <p>新市建設計画の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画期間 計画期間は、合併特例事業の財政措置が10年であり、まちづくり基本構想が10年であることから、10年とする。 2 人口、世帯の推計 過去の趨勢をもとに推計を行うことを中心にして、検討していく。 3 基本理念・基本的な政策の方向 まちづくり基本構想の考え方を尊重する。 4 土地利用・地域別整備の方針 新市をゾーンに分け、ゾーン毎の整備方針を示す。 	<p>新町建設計画の策定方針</p> <p>「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画(新町建設計画)については、おおむね次のような策定方針で臨むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本計画は、引田町、白鳥町、大内町の合併後の新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、3町の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。 2 本計画は、新町を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。 3 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成15年度から平成24年度までの10か年に係るものとする。 4 新町建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。 5 新町建設の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとする。 6 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。 7 新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

- | | |
|---|--|
| <p>5 施策の体系
まちづくり基本構想の考え方を尊重する。</p> <p>6 事業の記載内容
施策の体系にそって、事業を記載する。
記載方法は、新市で行う主な事業については、個別具体的に記載する。
主な事業以外の事業については、包括的な表現で記載する。</p> <p>7 公共的施設の統合整備の内容</p> <p>8 財政計画
別途検討する。</p> <p>9 新市建設計画の構成
別途検討する。</p> | |
|---|--|

【編入合併】福山市・内海町合併協議会

福山市・内海町合併建設計画原案策定基本方針

1 計画策定の趣旨及び位置付け

この計画は、内海町長期総合計画を継承するとともに、第三次福山市総合計画を踏まえて、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」を策定するものとする。これにより、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域発展に資する具体的な施策の方向を示すものとする。

また、この計画は、両市町の住民に対して、将来のビジョンを明らかにし、合併の適否を判断する材料となるものであり、さらに、合併特例法等に基づく様々な財政措置を受けるための前提ともなるものである。

2 計画策定の指針

(1) 国・地方を通じた厳しい財政環境の中、限られた財源の重点的・効率的配分を基本に、有効性・効率性や緊急度・優先度などを十分検証し、真に福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに資する事業を選ぶものとする。

(2) 合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とし、交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とする。

(3) ハード面では選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とする。

(4) 人口流出、高齢化等により地域活力の低下が懸念される地域の振興整備は、実状に応じた対策を講じるものとする。

(5) この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるとい役割を担うものであり、併せて組織及び運営の合理化を図るものとする。

(6) この計画の名称は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることとする。

3 計画の内容

(1) 計画の対象地域

この計画の対象地域は、原則として内海町地域を対象とする。

(2) 計画の構成

この計画は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成する。

(3) 計画の期間

まちづくりの基本方針は、長期的展望に立ったものとし、まちづくり計画及び財政計画は、年度（平成 年度）から 年度（平成 年度）までの10か年とする。

(4) まちづくりの基本方針（総合計画との整合）

両市町の総合計画の理念等に基づき「まちづくりの基本方針」を作成し、具体的施策については、

【編入合併】新居浜市・別子山村合併協議会

新市建設計画 目次

序論

1 合併の必要性

2 計画策定の方針

新居浜市・別子山村の概況

1 位置と地勢

2 人口と世帯

3 産業の推移と動向

建設の基本方針

1 建設の目標

2 まちづくりの方向

3 別子山村地域の役割と整備方針

4 新居浜市地域の役割と整備方針

5 土地利用構想

新市の施策

1 自然環境の保全と活用

2 都市基盤の整備

3 生活環境の整備

4 保健・医療と福祉の充実

5 教育・文化・スポーツの充実

6 産業の振興

7 定住促進事業

施設の配置方針

財政計画

策定方針については法定協議会で協議していないため、建設計画の目次を掲載した。

計画の対象範囲は、別子山村地域が中心

内海町の実施計画等を基に施策の整合を図り、合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策について、取捨選択することとする。

(5) まちづくり計画

ア 対象事業の範囲

まちづくり計画の対象事業は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものを含むものとする。

イ 対象事業の選定基準等

対象事業の選定に当たっては、次によることとする。

(ア) 当該事業が、福山・府中広域市町村圏振興計画に記載されているなど、圏域としての重要事業であること。

(イ) 内海町長期総合計画に記載がある事業、住民要望の強い事業など、内海町の懸案事業であること。

(ウ) 対象事業は、今までの規模ではできなかった事業、又は規模が大きくなることに伴い必要となる改修事業等を基本とし、内海町の地域資源を生かした事業を積極的に採用するものとする。

(エ) 公共施設等の整備に当たっては、既存施設の有効活用を図るとともに、機能的には整備するが、施設としては複合化することを原則とする。

(オ) 合併特例債については、起債の総額抑制の観点を踏まえ、活用のあり方を検討するものとする。

(6) 財政計画

ア 策定の趣旨

財政計画は、まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくため、施策の優先順位や今後の見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど適切な財政運営を行うために策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、まちづくり計画の施策を推進するに当たって必要となる財源の見通しと、その年次別の重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。

イ 策定の基本的考え方

福山市と内海町が、合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に算定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担・サービス水準への影響、さらに国及び県による合併に係る財政支援を反映させて策定するとともに、まちづくり計画事業が、今後10年間に成り立つかを全体的視点から検証するものとする。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（市町村建設計画の作成及び変更）

- 第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。
- (1) 合併市町村の建設の基本方針
 - (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 - (3) 公共的施設の総合整備に関する事項
 - (4) 合併市町村の財政計画
- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちにこれを総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 6 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 8 第6項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。
- 9 第4項及び第5項の規定は、第6項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。